

# 令和4年度 市・県民税の税制改正についてのお知らせ

## 1. 住宅借入金等特別税額控除の適用期間の延長

住宅借入金等特別税額控除（いわゆる住宅ローン控除）の控除期間 13 年の特例に対し、一定の期間（注文住宅は令和 2 年 10 月から令和 3 年 9 月末まで、分譲住宅などは令和 2 年 12 月から令和 3 年 11 月末まで）に契約した場合、令和 4 年末までの入居者を対象とします。

また、この延長した部分に限り、合計所得金額が 1,000 万円以下の者について、面積要件を緩和し、床面積が 40 ㎡以上 50 ㎡未満である住宅も対象とします。

控除期間

入居した年月	平成 21 年 1 月から令和元年 9 月まで	令和元年 10 月から令和 2 年 12 月まで	令和 3 年 1 月から令和 4 年 12 月まで
控除期間	10 年	13 年 ※住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税の税率が 10% の場合に限る。それ以外の場合で、令和 3 年 12 月 31 日までに入居した場合は、控除期間が 10 年。	13 年 ※注文住宅は令和 2 年 10 月から令和 3 年 9 月末まで、分譲住宅などは令和 2 年 12 月から令和 3 年 11 月末までに契約する必要有。

## 2. セルフメディケーション税制の見直し

セルフメディケーション税制の対象医薬品が見直されたうえ、適用期限を 5 年延長することとします。  
※令和 4 年分以降の所得税（令和 5 年度以降の住民税）について適用します。

（参考）セルフメディケーション税制の概要（改正前）

健康の保持増進及び疾病の予防への取組みとして一定の取組みを行っている納税者が、平成 29 年 1 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までの間に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族のために特定一般用医薬品等購入費を支払った場合には、次の算式により計算した金額（88,000 円を限度）を医療費控除とする制度です。

※医療費控除は医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）との選択適用となります。

$$\left( \begin{array}{l} \text{その年（住民税は前年）} \\ \text{の特定一般用医薬品等} \\ \text{購入費の金額} \\ \text{※一定の取組にかかっ} \\ \text{た費用は対象外} \end{array} \right) - \begin{array}{l} \text{保険金、損害賠償} \\ \text{金等で補填され} \\ \text{る金額} \end{array} - 12,000 \text{ 円} = \begin{array}{l} \text{セルフメディケーション税制に} \\ \text{係る医療費控除額} \\ \text{（最高 88,000 円）} \end{array}$$

## 3. 国や地方自治体の実施する子育て世帯に係る助成等の非課税措置

子育て支援の観点から、保育を主とする国や自治体からの助成等について非課税となりました。  
対象範囲は、子育てに係る施設・サービスの利用料に対する助成となり、以下のものが対象となります。

- ・ベビーシッターの利用料に対する助成
- ・認可外保育施設等の利用料等に対する助成
- ・一時預かり、病時保育などの子を預ける施設の利用料に対する助成

※上記の助成と一体として行われる助成についても対象

（例：家事支援、保育施設等の副食費・交通費等）

## 4. 退職所得課税の適正化

勤続年数5年以下の法人役員等以外の退職金についても、雇用の流動性等に配慮しながら、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を越える部分について、2分の1課税の平準化措置の適用から除外することとします。

※令和4年分以降について適用します。

(参考) 退職所得の課税方式 (改正前)

他の所得と区分して次により分離課税

$$\left( \begin{array}{|c|} \hline \text{収入金額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{退職所得} \\ \text{控除額} \\ \text{(注1)} \\ \hline \end{array} \right) \times \begin{array}{|c|} \hline 1/2 \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税率} \\ \text{(注2)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{退職所得に係る} \\ \text{所得税額} \\ \hline \end{array}$$

(注1) ①勤続年数20年まで⇒1年につき40万円、②勤続年数20年超⇒1年につき70万円

(注2) 課税退職金額の区分に応じ5%から45%までの税率が適用

※勤続年数5年以下の法人役員等の退職金については、2分の1課税を適用しない(平成24年度税制改正)。